

香芝・王寺環境施設組合監査委員告示 第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、令和元年6月5日に、香芝・王寺環境施設組合管理者から行政監査に対する改善措置の通知がありましたので、同条項の規定により、次のとおり公表します。

令和元年6月7日

香芝・王寺環境施設組合監査委員 高津 孝 至
香芝・王寺環境施設組合監査委員 中村 良 路

行政監査に対する改善措置

1 監査対象

一般廃棄物収集運搬業者に対する処分について

2 監査結果（指摘事項）

現行の組合搬入規則では、組合加入市町において許可を受けている許可業者が、それぞれの組合市町において行政処分を受けた場合又は組合搬入規則に違反した場合、組合が独自に行政処分できる状態となっている。

廃棄物の共同処理を行う組合として、許可行政に係る事務をどこまで実施するのか速やかに関係機関と協議の上、組合の役割・権限の位置づけを明確にし、必要な規程の見直しを実施されたい。

3 改善措置

組合構成市町である香芝市及び王寺町と協議の上、別紙のとおり、組合搬入規則の一部改正（令和元年6月3日公布施行）を行った。

香王環第77号
令和元年6月5日

香芝・王寺環境施設組合監査委員 様

香芝・王寺環境施設組合
管理者 吉田 弘明

行政監査に係る改善措置について (通知)

平成31年3月28日付け香王環監第16号で通知のあった監査結果に基づいて講じた改善措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、次のとおり通知します。

行政監査に対する改善措置

1 監査対象

一般廃棄物収集運搬業者に対する処分について

2 監査結果（指摘事項）

現行の組合搬入規則では、組合加入市町において許可を受けている許可業者が、それぞれの組合市町において行政処分を受けた場合又は組合搬入規則に違反した場合、組合が独自に行政処分できる状態となっている。

廃棄物の共同処理を行う組合として、許可行政に係る事務をどこまで実施するのか速やかに関係機関と協議の上、組合の役割・権限の位置づけを明確にし、必要な規程の見直しを実施されたい。

3 改善措置

組合構成市町である香芝市及び王寺町と協議の上、別紙のとおり、組合搬入規則の一部改正（令和元年6月3日公布施行）を行った。

別紙

香芝・王寺環境施設組合搬入規則の一部を改正する規則及び新旧対照表

香芝・王寺環境施設組合施設搬入規則の一部を改正する規則

香芝・王寺環境施設組合施設搬入規則（平成11年規則第3号）の一部を次のように改正する。

第6条を次のように改める。

（廃棄物の搬入の拒否）

第6条 管理者は、搬入者が次の各号のいずれかに該当する場合は、廃棄物の搬入を拒否することができる。

(1) 許可業者が許可の取消し又は事業の停止の行政処分を受けた場合

(2) 第2条又は第3条の規定に違反していると認められる場合

2 管理者は、前項の拒否をしたときは、その旨を組合加入市町の長に通知するものとする。

第1号様式から第3号様式までを削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

香芝・王寺環境施設組合施設搬入規則の一部を改正する規則 新旧対照表

改正案	現行						
<p>(<u>廃棄物の搬入の拒否</u>)</p> <p>第6条 管理者は、搬入者が次の各号のいずれかに該当する場合は、<u>廃棄物の搬入を拒否</u>することができる。</p> <p>(1) <u>許可業者が許可の取消し又は事業の停止の行政処分を受けた場合</u></p> <p>(2) <u>第2条又は第3条の規定に違反していると認められる場合</u></p> <p>2 管理者は、<u>前項の拒否をしたときは、その旨を組合加入市町</u> <u>長に通知するものとする。</u></p>	<p>(<u>違反者に対する処分</u>)</p> <p>第6条 管理者は、それぞれの組合加入市町において許可を受けている一般廃棄物収集運搬業者が、それぞれの組合加入市町において許可業務に関し行政処分を受けた場合は、<u>当該処分内容を勸告した処分を行うものとする。</u></p> <p>2 <u>前項の行政処分に至らない事項であっても、管理者が第2条又は第3条に違反していると認められた場合は、次のとおり行政指導又は行政処分をすることができる。ただし、意図的なものと認められない行為（次項において「<u>軽微な違反行為</u>」という。）は、口頭により注意喚起を行うものとする。</u></p> <table border="1" data-bbox="758 134 1045 1108"> <tr> <td>違反行為の回数 行政指導又は行政処分</td> <td>1回目 注意指導書による行政指導</td> <td>2回目 警告書による行政指導</td> <td>3回目 搬入停止 10日間</td> <td>4回目 搬入停止 20日間</td> <td>5回目以後 5回目は30日間の搬入停止とし、以後違反行為を認める度に順次30日ずつ加算する。</td> </tr> </table> <p>備考 <u>違反行為の回数の算定は、当該違反行為が行われた日の5年前の日から加算する。</u></p>	違反行為の回数 行政指導又は行政処分	1回目 注意指導書による行政指導	2回目 警告書による行政指導	3回目 搬入停止 10日間	4回目 搬入停止 20日間	5回目以後 5回目は30日間の搬入停止とし、以後違反行為を認める度に順次30日ずつ加算する。
違反行為の回数 行政指導又は行政処分	1回目 注意指導書による行政指導	2回目 警告書による行政指導	3回目 搬入停止 10日間	4回目 搬入停止 20日間	5回目以後 5回目は30日間の搬入停止とし、以後違反行為を認める度に順次30日ずつ加算する。		
<p>2 <u>軽微な違反行為であっても、前項の口頭による注意喚起を30日以内に2回以上行っても是正しない場合は、同項の行政指導又は行政処分をすることができる。</u></p> <p>4 <u>前2項の規定に基づき行政処分を行おうとするときは、組合加入市町に通知し意見を聴くものとする。</u></p> <p>第1号様式（第6条関係） 略</p>	<p>3 <u>軽微な違反行為であっても、前項の口頭による注意喚起を30日以内に2回以上行っても是正しない場合は、同項の行政指導又は行政処分をすることができる。</u></p> <p>4 <u>前2項の規定に基づき行政処分を行おうとするときは、組合加入市町に通知し意見を聴くものとする。</u></p> <p>第1号様式（第6条関係） 略</p>						

改正案	現行
	<p>第2号様式 (第6条関係) 略</p> <p>第3号様式 (第6条関係) 略</p>